

業務及び財産の状況に関する説明書類

第21期 令和4年7月1日から令和5年6月30日

令和5年9月1日（公衆縦覧の開始日）

監査法人名 かがやき監査法人

所在地 名古屋市中村区名駅一丁目1番1号

代表者 三原 康則

1. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

目的

- (1) 財務書類の監査又は証明の業務を行うこと。
- (2) 財務書類の調製をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずること。

沿革

稲垣靖、岩河剛、奥村隆志、奥村祥乃及び奥山千佳の5名を代表社員として平成15年4月28日に法人を設立し、安城事務所（本部）及び大津事務所を開設する。

平成16年4月17日、公認会計士法第2条第2項業務を目的に追加するとともに富山事務所を新設する。

平成17年5月9日、曾我隆二が代表社員として加入し、東京事務所を新設する。

平成18年6月23日、渡邊浩美が代表社員として加入する。

平成19年5月25日、三原康則及び上田勝久の2名が代表社員として加入し、大阪事務所を新設する。

平成19年12月3日、名古屋事務所を新設する。

平成20年6月18日、葛西晋哉が代表社員として加入し、奥村祥乃が代表社員を脱退する。

平成20年10月31日、岩河剛が代表社員を脱退し、富山事務所を閉鎖する。

平成21年6月26日、皆見幸が社員として加入する。

平成23年3月1日、武井正彦が代表社員として加入する。

平成24年6月30日、奥山千佳が代表社員・社員を脱退する。

平成25年6月7日、石川謙介が社員として加入する。

平成26年6月30日、皆見幸が社員を脱退する。

平成27年9月4日、深井大督、森本琢磨が社員として加入する。

平成27年10月5日、本部・安城事務所を三河安城本町に移転する。

平成28年6月1日、石川忠比古、林幹根が社員として加入する。

平成28年6月30日、渡邊浩美、石川謙介が社員を脱退する。

平成29年5月1日、中丁卓也が代表社員として加入する。

平成29年7月1日、主たる事務所を本部・名古屋事務所に、従たる事務所を安城本部事務所に変更する。

平成29年9月27日、金本光博が社員として加入する。

平成30年9月30日、曾我隆二が代表社員・社員を脱退する。

令和元年6月21日、林克則が社員として加入する。

令和元年6月26日、安城本部事務所を安城事務所と改称する。

令和元年9月30日、葛西晋哉が代表社員・社員を脱退、石川忠比古、金本光博が社員を脱退する。

令和元年10月1日、本部・名古屋事務所を名古屋市中村区に、東京事務所を東京都新宿区に移転する。

令和元年10月1日、三原康則、武井正彦、中丁卓也が職位の変更により代表社員から社員となる。

令和2年12月31日、安城事務所を廃止する。

令和4年4月1日、本部・名古屋事務所を名古屋市中村区内に移転する。

令和4年5月1日、牛丸智詞が社員として加入する。

令和4年9月2日、三原康則、林幹根が代表社員に就任する。

令和4年9月2日、三原康則が統括代表社員となる。

令和5年2月1日、肥田晴司が社員として加入する。

令和5年5月1日、氏原亜由美が社員として加入する。

令和5年6月30日、東京事務所を東京都千代田区に移転する。

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別
無限責任監査法人

3. 業務の内容

(1) 業務の概要

当期は、設立第20期目として、監査証明業務及び非監査証明業務（法2条2項業務）を含め、売上高は618,313千円であった。監査証明業務としては、595,322千円、非監査証明業務としては22,990千円、監査証明業務は76社となった。

(2) 新たに開始した業務その他重要な事項

該当事項なし。

(3) 監査証明業務の状況

令和5年6月30日現在

種別	被監査会社等数	
	総数	内大会社等の数
1 金商法・会社法監査	12社	12社
2 金商法監査	2	—
3 会社法監査	13	—
4 学校法人監査	11	—
5 労働組合監査	—	—
6 その他の法定監査	14	1
7 その他の任意監査	24	—
計	76社	13社

(4) 非監査証明業務の状況

区分	対象会社等数	対前年度増減	収入金額
大会社等	1社	—	1,500千円
その他の会社等	14社	▲5	21,490千円

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

- (1) 業務の執行の適正を確保するための措置
当法人及び監査実施者が職業的専門家としての基準及び法令等を遵守して監査業務を実施し、適切な監査報告書を発行することを合理的に確保するために、監査契約の新規の締結及び更新から、監査計画の策定、監査業務の実施及び監査報告書の発行に至る監査のプロセスについて、品質管理のシステムを適切に整備し、運用する。
- (2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置
 - (i) 方針の策定
 - 1-1 独立性の保持のための方針の策定
当監査法人及び監査実施者が倫理規則等で定める独立性の規定を遵守することを合理的に確保するために、当監査法人及び監査実施者は毎年一定時点で独立性の保持のための方針及び手続の遵守に関する確認書である「監査人独立性チェックリスト」を提出し、利害関係の有無を調査している。
また、監査業務の主要な担当者（業務執行社員やレビューパートナーなど）の長期間の関与に関しては、倫理規則等で定める大会社等に係るローテーションルール（連続関与7年間まで、かつ、最短2会計期間（筆頭業務執行社員は最短5会計期間、監査業務に係る審査を行う者は最短3会計期間）のインターバル）を定めるだけでなく、大会社等以外の法人についても、法人の規模や株主数などの社会的影響の度合いに応じた当監査法人独自のローテーションルールや審査の方法を定めている。
 - 1-2 職業倫理
当監査法人及び監査実施者が監査業務に関係する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、日本公認会計士協会倫理規則（以下「倫理規則」という。）第2条に基づき、誠実性、公正性、専門能力、正当な注意、守秘義務及び職業的専門家としての行動に関して職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めている。
 - 2 監査契約の新規の締結及び更新
監査契約の新規の締結を行う場合には、監査業務の委嘱を受けた社員が監査契約リスクを評価し、かつ、当該監査契約予定先との利害関係の有無を調査したうえで、契約締結の前に全社員の同意を得ることとしている。
また、監査契約の更新を行う場合には、更新前に業務執行社員が監査契約リスクを評価し、かつ、当該監査契約更新予定先との利害関係の有無を調査したうえで、更新前会計期間に係る審査手続きの中において審査会の承認を得ることとしている。
これらの検討に当たっては、事務所の規模や監査実施予定者の当該監査業務に適した経験や能力を考慮するだけでなく、関与先の誠実性等も併せて検討している。
 - 3 監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任
監査実施者の採用に当たっては、原則として大手監査法人での監査経験を十分に積んだ公認会計士を採用することとしている。
また、すべての監査実施者には、原則として、1事業年度に日本公認会計士協会の定める継続的専門研修制度（CPD）の履修単位40単位以上取得することとし、さらに職業倫理に属する大分類にて2単位以上、税務に属する分野にて2単位以上、監査の品質及び不正リスク対応に属する分野にて9単位以上（うち2単位以上は、不正事例研究に該当する研修）を履修することを義務付けている。
なお、監査業務に係る業務執行社員の選任については、社員の過半数の同意を得ることとし、相互牽制を図っている。社員の報酬については、関与時間、職務内容に応じて合理的に決定している。
 - 4 業務の実施
 - (a) 監査業務の実施
当監査法人は、監査業務の質を合理的に確保するために、日本公認会計士協会から公表された監査基準委員会報告書、監査・保証実務委員会等の委員会報告に準拠し、研究報告等を参考として、監査業務の実施に関する方針及び手続を「かがやき監査マニュアル」として定め、監査の実施、補助者への指示、監督及び査閲の方法、監査調書としての記録及び保存の方法等を規定している。
 - (b) 専門的な見解の問い合わせ
当監査法人は、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項に関して、事務所内の専門家だけでなく、外部専門家等に専門的な見解の問合せを実施している。
 - (c) 監査上の判断の相違
当監査法人は、専門要員間、専門的な見解の問合せの依頼者と助言者との間で監査上の判断の相違があった場合には、業務執行社員は、報告された内容を検討し、監査上の判断の相違を解決するための適切な措置をとることとしている。

また、業務執行社員と監査業務に係るレビューパートナーとの間の監査上の判断の相違が生じた場合には、5名の社員で組織する審査会にて監査上の判断の相違を解決することとしている。

(d) 監査業務に係る審査

当監査法人は、幼稚園のみを設置している都道府県知事所轄学校法人の私立学校振興助成法に基づく監査契約及び任意監査（公認会計士法第2条第1項業務のうち、法令で求められている業務を除く監査）のうち、監査報告の対象となる財務諸表の社会的影響が小さく、かつ、監査報告の利用者が限定されている監査契約で法人内で承認されたもの以外の監査業務について「審査規程」及び「審査実施要領」に基づき、監査計画並びに監査意見形成のための審査を行うこととし、業務執行社員独自の判断で監査報告書を作成することはできない体制を採っている。

審査は、通常、各関与先毎に当該関与先での監査業務に従事していない社員の中から審査担当社員又は審査副担当社員が選任した「レビューパートナー」が実施することとしているが、限定意見を表明する場合や業務執行社員とレビューパートナーの意見が異なる場合など特に定める場合においては、5名の社員で組織する審査会が審査を実施している。審査会で審査委員のうち3分の2以上の賛成を得られなかった場合には、全社員の過半数の同意を得ることとしている。

なお、不適正意見又は意見を表明しない場合について、全社員の過半数の同意を得ることとしている。

5 品質管理のシステムの監視

当監査法人は、品質管理のシステムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用され、かつ遵守されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムの監視に関する方針及び手続を定めている。

上記方針及び手続には、品質管理のシステムに関する日常的監視及び監査業務の定期的な検証に関する方針及び手続が含まれている。

(ii) 実施に関する措置

業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について、当法人を代表して責任を有する統括代表社員である三原康則は、施行規則第25条第2号ロに基づく措置が適正であることを確認する。

(3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当法人は、監査業務の品質を合理的に確保するため、品質管理のシステムを整備し運用している。

また、個々の監査業務の遂行への不当な干渉に対する疑義の申立てに関して、当法人内外からもたらされる情報に適切に対処することを合理的に確保するために、不服と疑義の申立てに関する方針と手続を定めている。

(4) 直近において公認会計士法第46条の9の2第1項の規定による協会の調査（品質管理レビュー）を受けた年月

令和3年4月

(5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認

業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について、当法人を代表して責任を有する統括代表社員である三原康則は、施行規則第25条第2号ロに基づく措置が適正であることを確認した。

5. 他の公認会計士（大会社の財務書類について監査証明業務を行ったものに限る。）又は監査法人との業務の提携に関する事項

該当事項なし。

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務の提供に関する事項

該当事項なし。

2. 社員、使用人等の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
13人	0人	13人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成
社員会	当法人の業務執行に関する重要事項を決定する。	全社員
理事会	当法人の業務執行に関する重要事項を決定する。	理事社員 4 名
審査会	当法人の監査業務の審査を行う。	審査担当社員、審査副担当社員 2 名並びに審査担当社員が選任した社員の職制にある者 2 名の合計 5 名で構成する。

3. 事務所の概況
 総事務所数 4 カ所

事務所名	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士である使用人の人数 (非常勤勤務含む)
		公認会計士	特定社員	計	
(主) 本部・名古屋事務所	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番1号 JPタワー名古屋6階	6	—	6	28
(従) 東京事務所	東京都千代田区霞が関三丁目6番14号 三久ビル5階	1	—	1	8
(従) 大津事務所	滋賀県大津市大萱一丁目17番5号 本郷第2ビル5階	1	—	1	4
(従) 大阪事務所	大阪府大阪市北区西天満四丁目3番25号 梅田プラザビル本館8階	5	—	5	26

4. 監査法人の組織の概要
 添付資料
 組織図 (審査体制の組織図も併記)

5. 財産の概況

1. 売上高の総額

	第20年度 令和3年7月1日～ 令和4年6月30日	第21年度 令和4年7月1日～ 令和5年6月30日
売上高		
監査証明業務	435,415 (千円)	595,322 (千円)
非監査証明業務	24,342	22,990
合計	459,758	618,313

6. 被監査会社等 (大会社等に限る) の名称

1. 大会社等

被監査会社等の名称

金商法・会社法監査 合計 12 社

(株)大運

(株)M I E コーポレーション

(株)バルニバービ

(株)キャリア

C D S (株)

(株)メンタルヘルステクノロジーズ

ムトー精工(株)

セブン工業(株)
(株)フレアス
monoAI technology(株)
富士精工(株)
(株)あさくま

その他法定監査 合計 1 社

国立大学法人福井大学

以 上

かがやき監査法人組織図

令和4年6月30日 現在

